



上海 飲食店等でのPCR検査陰性証明を不要に

国務院連合防疫機制による新型コロナウイルス肺炎防疫措置の更なる最適化に関する要求に基づき、上海市防疫業務指導グループ弁公室は、疫病予防抑制に関する措置を引き続き最適化する調整を行い、以下の通り公表した。

1. 陽性感染者の隔離方式を最適化

- 陽性感染者に対して科学的に分類収容治療を実施し、在宅隔離条件に適合する無症状感染者と軽症の感染者には一般的に在宅隔離を実施し、自らの意志により集中隔离を選択することもできる。在宅隔離期間には健康観測を強化し、6日目と7日目に連続2回のPCR検査を受診し、PCR検査の値がCt値 ≥ 35 となれば隔離を解除し、病状が重くなった場合には指定病院へ移送して治療を受けるものとする。
- 現在、集中隔离を実施している無症状感染者と軽症の感染者は、自らの意志により集中隔离を継続して実施することを選択でき、在宅隔離医学観察を選択して申請することもできる。在宅隔離条件に適合する場合は居住地が所在する区が閉ループ方式で感染者の移送を手配する。
- 本市での在宅隔離医学観察条件に適合しない場合には引き続き集中隔离観察を実施する。

2. 一部の場所で防疫要求を最適化

密閉する娯楽施設、飲食サービス店では今後、PCR検査陰性証明を確認しない。

上記の措置は2022年12月9日9時から実施する。今後は防疫情况及び防疫要求に応じて、引き続き最適化への調整を実施していく。

出典：上海発布